

田辺市紀州梅酒による乾杯及び梅干しの普及に関する条例

梅は、古くから寒さに耐え、春を告げる愛らしい花として、また、健康食品として親しまれてきた。本市では、江戸時代に紀州藩附家老であった田辺領主の安藤直次により梅の栽培が奨励され、郷土の伝統文化や歴史とともに育まれてきた作物である。

そして今日では、全国トップブランドの梅干しや梅酒等として、最高の品質、機能性の高い健康食品であることが認められ、本市の重要な基幹産業として発展を遂げてきた。

ここに、市並びに生産者及び事業者が連携を図りながら、それぞれの役割を果たし、市民の協力をもって紀州梅を原料とした梅酒・梅ジュース（以下「梅酒等」という。）による乾杯の奨励、梅干し等の梅製品を積極的に普及することにより梅の消費拡大を図り、更なる紀州梅ブランドの確立、梅関連産業の振興・発展及び地域の活性化並びに市民の健康の維持・増進の視点から、この条例を制定する。

（市の役割）

第1条 市は、梅酒等による乾杯の奨励及び梅干し等の梅製品の普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（生産者の役割）

第2条 梅の生産に携わる者（以下「生産者」という。）は、全国ブランドとしての紀州梅の価値を更に高めるため、高品質・安定生産を目指すとともに、生産物の安全安心に努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 梅酒等又は梅干し等の梅製品の生産又は販売を業として行う者（以下「事業者」という。）は、その普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（市民の協力）

第4条 市民は、梅酒等による乾杯及び梅干し等の梅製品の普及の促進に関する取組に協力し、健康増進に努めるものとする。

（連携及び協力）

第5条 市並びに生産者、事業者及び市民は、梅酒等による乾杯及び梅干し等の梅製品の普及の促進に関し、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。